

●香川県広域水道企業団告示第3号

令和8年度の香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計の予算について、次のとおり令和8年2月14日香川県広域水道企業団議会の議決を経た。

令和8年2月17日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

令和8年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和8年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	489, 193戸
(2) 年間総給水量	118, 008, 997m ³
(3) 1日平均給水量	323, 312m ³
(4) 主な建設改良事業	広域水道設備費 経年施設更新整備事業費
	2, 270, 195千円 8, 377, 501千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		23, 228, 766千円
第1項 営業収益		20, 838, 177千円
第2項 営業外収益		2, 390, 589千円
	支	出
第1款 水道事業費用		25, 543, 573千円
第1項 営業費用		24, 232, 943千円
第2項 営業外費用		1, 246, 405千円

第3項 特別損失	14,225千円
第4項 予備費	50,000千円
(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,554,628千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収	入
第1款 水道事業資本的収入	9,188,835千円
第1項 企業債	6,172,694千円
第2項 出資金	836,424千円
第3項 補助金	1,326,874千円
第4項 負担金	507,130千円
第5項 加入金	2,713千円
第6項 長期借入金	43,000千円
第7項 長期貸付金償還金	300,000千円
支	出
第1款 水道事業資本的支出	17,743,463千円
第1項 建設改良費	14,363,228千円
第2項 企業債償還金	3,182,280千円
第3項 他団体借入金償還金	7,309千円
第4項 基金造成費	1千円
第5項 補助金返還金	150,645千円
第6項 予備費	40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東讃ブロック統括センター管内 通 信 装 置 更 新 工 事	令 和 9 年 度 ～ 令 和 10 年 度	499,000 千円
小豆ブロック統括センター管内 通 信 装 置 更 新 工 事	令 和 9 年 度 ～ 令 和 10 年 度	535,000
高松ブロック統括センター管内 通 信 装 置 更 新 工 事	令 和 9 年 度 ～ 令 和 10 年 度	2,062,100
中讃ブロック統括センター管内 通 信 装 置 更 新 工 事	令 和 9 年 度 ～ 令 和 10 年 度	951,540
西讃ブロック統括センター管内 通 信 装 置 更 新 工 事	令 和 9 年 度 ～ 令 和 10 年 度	1,234,000
間 川 配 水 池 造 成 工 事	令 和 9 年 度	200,000
間 川 配 水 池 移 設 工 事	令 和 9 年 度	200,000
峰山町送水ポンプ設備外新設工事	令 和 9 年 度	390,000
御 厥 配 水 池 増 設 工 事	令 和 9 年 度	570,000
御 厥 配 水 池 不 断 水 分 岐 工 事	令 和 9 年 度	140,000

東ハゼ2バルブ制御所外電気設備工事	令和9年度	165,000
三豊地区浄水場運転監視業務	令和9年度	60,000
西部浄水系水質計器更新工事	令和9年度	190,000
浄水場電気・機械設備維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和9年度	28,900
浄水系上工水管路維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和9年度	52,500
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	令和9年度	1,500
モバイルパソコン及び水道検針用スマートフォン等の借り入れ	令和9年度 ～ 令和13年度	64,670
料金統一に伴う料金システム改修業務	令和9年度	136,169
公用車リース料(2704)	令和9年度 ～ 令和10年度	344
公用車リース料(6578、6579)	令和9年度	478
公用車リース料(8551、8552)	令和9年度 ～ 令和10年度	882
西讃浄水場整備等基本検討業務委託	令和9年度	13,882

肥土山浄水場薬注・活性炭棟建築工事	令和9年度	144,000
肥土山浄水場薬注・活性炭棟建築工事監理業務委託	令和9年度	7,000
御殿配水池ポンプ棟他建築工事監理業務委託	令和9年度	13,000
湯船配水池設置工事	令和9年度	52,000
天神山配水池流量調整設備電気工事	令和9年度	110,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	6,172,694千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,573,740千円

(2) 交際費 146千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、49,922千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、152,584千円と定める。

令和8年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和8年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	42事業所
(2) 年間総給水量	20, 391, 000m ³
(3) 1日平均給水量	55, 866m ³
(4) 主な建設改良事業 経年施設更新整備事業	346, 879千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 工業用水道事業収益	813, 260千円
第1項 営業収益	759, 350千円
第2項 営業外収益	53, 910千円
支	出
第1款 工業用水道事業費用	761, 175千円
第1項 営業費用	714, 538千円
第2項 営業外費用	41, 637千円
第3項 予備費	5, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額591,353千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

取 支	入 出
第1款 工業用水道事業資本的収入	12,100千円
第1項 搬助金	12,100千円
第1款 工業用水道事業資本的支出	603,453千円
第1項 建設改良費	487,115千円
第2項 企業債償還金	64,328千円
第3項 他団体借入金償還金	50,000千円
第4項 搬助金返還金	1,010千円
第5項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
淨水場電気・機械設備維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和9年度	千円 4,000
淨水系上工水管路維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和9年度	13,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 120,293千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。